

料金の免除について

接種対象者のうち、下の表に該当する方は接種料金が免除されます。
料金の免除には、所定の証明書類（下表◆のうち、いずれかひとつ）を接種時に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。
後日、証明書類を提出しても、接種料金を返金することができませんのでご注意ください。

料金が免除される方	持参する証明書類（主なもの）
生活保護世帯の方	◆ 生活保護受給証明書（証明願） ◆ 保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの
市民税非課税世帯の方 （世帯全員が非課税の場合のみ）	◆ 介護保険料納入（特別徴収決定・変更・停止）通知書 通知書2枚目の保険料段階が1～3段階の方 ※ 令和8年度の通知書については、世帯全員が市民税非課税の方であっても、保険料段階が第4段階以上となっている場合があります。この場合、世帯全員分（高校生以下を除く）の市・道民税・森林環境税に係る『課税証明書』で非課税であることを確認のうえ、医療機関に提示してください。（課税証明書の発行については、下記をご覧ください） ※ 高齢者インフルエンザ定期予防接種のために介護保険料納入（特別徴収決定・変更・停止）通知書の新規・再発行はできません。また、各区保険年金課で介護保険料段階の電話でのお問い合わせ等には対応いたしませんので、ご注意ください。 ◆ 市・道民税・森林環境税に係る課税証明書 〔世帯員全員分（高校生以下を除く）が必要です〕 課税証明書は市税事務所、区役所、市役所本庁2階の税の証明窓口で交付しており、高齢者インフルエンザ定期予防接種のために上記証明窓口で交付する場合、手数料は無料です。

お問い合わせ先

・一般的な注意事項は札幌市コールセンターでご案内しています。なお、ワクチンの在庫に関する問い合わせは、札幌市コールセンターでは回答できません。

札幌市コールセンター TEL 2 2 2 - 4 8 9 4 <年中無休8:00～21:00>

・高齢者インフルエンザ定期予防接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

各区保健センター 〈月～金（年末年始、祝日を除く）8:45～17:15〉

中央保健センター	TEL 205-3351	豊平保健センター	TEL 822-2469
北保健センター	TEL 757-1185	清田保健センター	TEL 889-2047
東保健センター	TEL 711-3211	南保健センター	TEL 581-5211
白石保健センター	TEL 862-1881	西保健センター	TEL 621-4241
厚別保健センター	TEL 895-1881	手稲保健センター	TEL 681-1211

※このお知らせは令和8年7月31日時点の情報で作成しています。

〔発行〕札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課（予防接種担当） TEL 211-8189



令和8年10月1日(木)から令和9年1月31日(日)まで

高齢者インフルエンザ定期予防接種のお知らせ

- 対象者** 札幌市に住民登録がある方※¹で、以下の(1)又は(2)に該当する方
- (1) 接種日現在で満65歳以上の方
 - (2) 接種日現在で満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級相当※²）
- ※1. 例外として、原発避難者特例法に基づき所定の届出を行っている方は、札幌市民と同様に定期接種の対象となります。
- ※2. 上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は該当しません。

接種場所 実施医療機関
「インターネットで『札幌市 高齢者用予防接種実施医療機関』で検索」または「二次元コード（右記）」の札幌市ホームページで掲載
※予約が必要な場合やかかりつけの患者への接種を優先的に行っている場合があります。また、実施期間中であっても、医療機関によっては接種を実施していない日もありますので、接種を希望される際は、接種日や在庫状況など事前に医療機関にお問い合わせください。



接種回数 実施期間中 **1回**

接種料金 **1,400円**

持ち物 【全 員】: マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類
【上記対象者(2)の方】: 身体障害者手帳（1級）または医師の診断書
【原発避難者特例法の対象の方】: 届出避難場所証明書
【料 金 免 除 の 方】: 料金免除に係る証明書類⇒4ページ目に記載

高齢者インフルエンザ定期予防接種（免除に係る必要書類など）については下記の札幌市ホームページでもご案内しています。

「インターネットで『札幌市 高齢者インフルエンザ定期予防接種』で検索」または「二次元コード（右記）」の札幌市ホームページで掲載
(<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/fy04koureiinflu.html>)

札幌市ホームページ
【高齢者インフルエンザ定期予防接種のお知らせ】



01 インフルエンザとは

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられます。

インフルエンザの典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等で、のどの痛み、咳、鼻水等もみられます。普通の風邪に比べて全身症状が強い点が特徴です。気管支炎や肺炎を合併し、重症化することが多い点もインフルエンザの特徴です。

02 インフルエンザの予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、効果が持続する期間は約5か月といわれていますので、接種を希望する方は、インフルエンザが流行する前の12月中旬頃までの接種が適当とされています。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、予防接種は毎年1回受けることが効果的です。

03 インフルエンザの予防

感染予防のためには、予防接種の他に、「手洗い」・「換気」をしっかりとすることも大切です。また、周囲の人への感染を防ぐためにも咳やくしゃみなどが出るときは「マスク」をつけ、マスクを持っていない場合には、顔をそむけてティッシュなどで口と鼻をおおうなどの「咳エチケット」を心がけてください。また、インフルエンザが流行しているときには、必要のない外出（特に人が多く集まる場所）を控えましょう。

04 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意

予防接種についてわからないことは、接種前に医師や看護師、各区保健センター（4ページ目参照）にお尋ねください。

予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

高齢者インフルエンザ定期予防接種については、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する方のみが接種を受けることができます。また、受ける方の意思の確認が容易でない場合は、家族またはかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えありませんが、明確に受ける方の意思を確認できない場合は、定期予防接種を受けることはできません。

(2) 他のワクチンとの同時接種および接種間隔

インフルエンザワクチンと他のワクチンとの同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、その他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

(3) 予防接種を受けることができない方

- ・明らかに発熱のある方（通常37.5℃以上の場合をいいます）
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

(4) 予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ・過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・心臓、じん臓、肝臓、血液疾患などの基礎疾患のある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ・過去にけいれんを起こしたことがある方
- ・ワクチンの成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーが起ころおそれがある方

(5) 予防接種を受けた後の注意

- ・ワクチンを接種した後24時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- ・入浴は、接種後1時間以上経過してから行うようにしてください。
- ・過度な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。

05 インフルエンザの予防接種の副反応

主な副反応として、注射した部位の赤み、腫れ、痛みがみられることがあります。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気、倦怠感などがみられることもあります。いずれも、通常は2～3日で収まります。

また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー（急性のアレルギー反応）がみられることもあります。

接種後、これらの症状が強く現れた場合は、接種した医師にご相談ください。

06 予防接種健康被害救済制度

高齢者インフルエンザ定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になる場合（※1）や、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく補償を受けることができます（※2）。

申請に係る手続き等については、札幌市保健所感染症総合対策課予防接種担当（211-8189）までご相談ください。

※1 入院相当の場合に限ります。 ※2 健康被害の請求には請求期限があります。